

○国立大学法人筑波技術大学役員会規程

平成17年10月3日
規程第1号

最終改正 令和4年3月8日 規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則(平成17年規則第1号)第6条の規定に基づき、役員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(議決事項等)

第2条 役員会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項
- (2) 文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 筑波技術大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他役員会が定める重要な事項

(組織)

第3条 役員会は、学長及び理事で組織する。

(議長)

第4条 役員会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、役員会を主宰する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した理事が職務を代行する。

(定足数)

第5条 役員会は、役員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第6条 学長は、必要と認めるときは、関係の職員に会議への出席を求め意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 役員会に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、役員会が定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。